

3月27日(月)から旅券(パスポート)の申請手続きが一部変わります

3月27日(月)から改正旅券法が施行されることに伴い、旅券(パスポート)の申請手続きが一部変わります。変更内容は次のとおりです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】住民課戸籍担当(☎282-1711 内線1121)

■申請書の様式が変わります

従来の旅券申請書は使用できなくなります。施行日以降に申請する方は、新しい申請書をご使用ください。新しい申請書は準備が整い次第、住民課(役場行政棟1階)で配布します。

■査証欄(ビザページ)増補を廃止します

施行日以降に査証欄がなくなったときは、残存有効期間同一旅券または、新たな旅券(10年用または5年用)のいずれかを申請してください。

■添付書類が変わります

旅券申請の際に添付する戸籍証明は、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)のみとなります。

■発行後はお早めにお受け取りください

旅券は、発行日から6か月以内に受け取らないと失効します。失効後、5年以内に再申請した場合、発行にかかる手数料が通常より高くなりますので、ご注意ください。※施行日以降に申請した旅券が対象となります。



東海村に移住する方へ補助金を交付しています

東海村内への移住定住の促進を図るため、東海村に移住する方へ補助金を交付しています。周囲に東海村への移住を検討している方がいる場合は、ぜひ補助金制度をご紹介ください。

【問い合わせ】地域戦略課プロジェクト推進担当(☎282-1711 内線1339)

—東海村—

とうかい住まいる応援補助金

対象要件▼▽婚姻またはパートナーシップ宣誓をした世帯で、夫婦またはパートナーが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に村外から転入した▽申請日時時点で、婚姻またはパートナーシップ宣誓をした日から4年以内であり、夫婦またはパートナーの双方が満39歳以下である——を満たす世帯 ※その他要件があります。

補助対象経費▼▽引っ越し費用(令和4年4月1日以降に支払ったもの)▽賃貸借初期費用(敷金・礼金・仲介手数料)(令和4年4月1日以降に契約したもの)▽住宅取得費用(令和4年4月1日以降に契約したもの)

補助額▼最大20万円/世帯 ※予算に達し次第終了します。

申請期限▼令和5年3月31日(金)

—東海村×茨城県—

わくわく茨城生活実現事業移住支援金

対象要件▼以下の①・②を満たす世帯が対象です。

【①移住に関するもの】東海村に移住する世帯で▽東京23区に在住していたまたは東京圏在住で東京23区に通勤していた▽申請日から5年以上継続して居住する意思を有している——を満たす世帯 ※その他要件があります。

【②就業・テレワーク・起業・関係人口に関するもの】▽いばらき就業チャレンジナビやプロフェッショナル人材事業等を利用して就業する▽自己の意思により東海村へ移住し、勤務日の過半がテレワークである▽1年以内に茨城県の「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けている▽茨城県が行う「if design project」または「東海村つながるプロジェクト」に参加したことがある——のいずれかに該当する世帯

給付額▼▽単身での移住…60万円/世帯 ▽2人以上の世帯員での移住…100万円/世帯(18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算)※予算に達し次第終了します。

その他▼転入前にご相談ください。

補助対象となるか確認できる「チェックシート」や対象要件の詳細は村公式ホームページをチェック!



とうかい住まいる
応援補助金



わくわく茨城生活
実現事業移住支援金